

十里木別荘簡易水道協議会「公募委員」募集要項

1 趣旨

十里木別荘簡易水道事業を将来にわたり、安定して水道水を供給するため、事業者と水道利用者との協議会に参画していただき、水道事業の課題についてまた、将来の姿などについて意見・協議して管理事務所に提言いただける公募委員を募集します。

2 職務の概要

委員として委嘱を受けた後、開催される協議会において協議を行っていただきます。主な協議の事項については次のとおりです。

- (1) 水道メーター交換に関する内容
- (2) 水道支管の更新工事に伴う給水施設積立金に関する内容
- (3) 水道本管更新工事及び水道事業経営に関する内容
- (4) その他上記各号に伴う水道供給規定の改定等、水道事業に関する内容

3 任期および審議会の開催回数

任期：1年を予定とします。

協議会：選任の日から年2回程度を予定（協議会会長が開催を必要と判断する場合あり）

4 応募条件

次に掲げる要件をすべて満たす方が応募することができます。

- (1) 十里木別荘南富士に別荘地を所有されている方。
- (2) 平日昼間の会議に出席できる人

5 募集の人数

5人以内（応募者多数の場合書類審査により選考となります。）

6 応募の方法

応募用紙に必要な事項を記入の上、下記の応募書類をご提出してください。応募用紙は規定案と共に別荘地所有者に郵送いたします。

7 審査及び選考

提出された応募書類の応募動機に基づき選考し、結果は本人宛に通知します。

8 応募期間

令和6年2月24日（土）まで ※当日消印有効

9 応募に関する留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員委嘱後であっても委嘱を取消すことがあります。
- (2) 提出期限までに提出先に書類が到着しなかったものは、無効とします。

- (3) 受理後の書類の訂正、修正、再提出等は、原則として認めません。
- (4) 受理した書類は返却しませんので、ご了承ください。
- (5) 委員は十里木別荘簡易水道事業に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはなりません。また、協議会において知り得た情報を他人に漏らしてはなりません。

10 その他

委員への報酬は無報酬です。

11 応募書類の提出先・問合せ先

十里木別荘管理株式会社

〒412-1231 静岡県裾野市須山 2255-2986

TEL : 055-998-1018 FAX : 055-998-2244 Mail : t.ozawa@jyurigi.com (担当 : 小澤)